

平成 27 年 12 月 8 日

## 適格消費者団体の認定について

—13 団体目の適格消費者団体を認定しました—

平成 27 年 12 月 8 日、消費者契約法の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者ネットおかやま」を適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この適格消費者団体は消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律及び食品表示法の規定による差止請求権を行使することが可能となります。

### 記

**団体名** 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

**理事長** 河田 英正

**住 所** (差止請求関係業務を行う事務所)  
岡山市北区奉還町一丁目 7 番 7 号

**申請日** 平成 27 年 9 月 11 日

**目 的** この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費者の被害の未然防止もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする（定款第 3 条）。

**活動実績** 電力会社に対する電気料金の遅延損害金、医療機関に対するがん免疫療法の中途解約金、スポーツ大会主催者に対する大会規約に関する申入れ 等

**認定をした日** 平成 27 年 12 月 8 日  
(認定の有効期間は、平成 30 年 12 月 7 日まで)

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者制度課  
TEL : 03(3507)9264 (直通)